

15. その他

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入について

「災害給付制度」は、保育園の管理下（登園中・降園中も入ります）での児童の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費・障害見舞金又は死亡見舞い金の給付）を行う、互助共済制度です。（保護者様のご負担はありません。）

この制度は、独立行政法人スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

□ 保育園の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。

□ 保育園の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症や突然死も給付の対象となります。

加入後、災害発生に伴い医療機関を受診し、災害給付を請求した場合、給付まで保護者の方に医療費を立て替えていただく事になりますので、ご了承ください。

※ 子ども医療費助成制度の利用と災害共済給付は併用できません。

2. 賠償責任保険：社会福祉施設総合損害補償の加入

	基本補償
対人賠償（1名・1事故）	2億円・10億円
対物賠償（1事故）	1,000万円

傷害事故補償

けがによる入院（1日あたり）	1,500円
けがによる通院（1日あたり）	1,000円

※ スポーツ振興センターと重複して支払われます。

※ 地震・噴火またはこれらによる津波による傷害も対象となります。

※ 団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜(株)

3. 保護者ロッカーについて

- ① 保護者の方にロッカーを用意しております。カギはかかりません。
- ② 貴重品、個人情報となるものは、ロッカーの中には入れないでください。
- ③ 2家族の共有ロッカーとなる場合もあります。